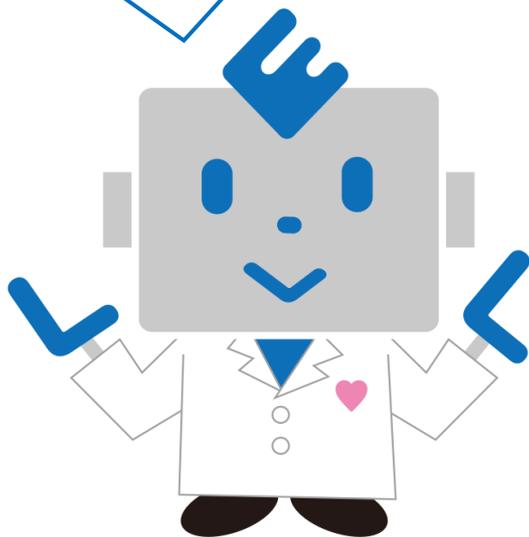


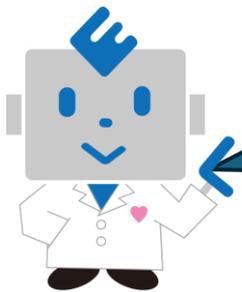
新興再興感染症研究基盤創生事業 令和8年度公募 公募説明資料

事業概要はHPをご覧ください。ここでは、公募の際の手続きや注意点を中心に説明します。



AMEDくん

- ◆ 公募領域・公募枠
- ◆ 領域別予算規模と研究開発期間
- ◆ 研究開発開始までの流れ
- ◆ 海外拠点の協力が必要な提案における留意事項
- ◆ 応募の際の必要書類
- ◆ e-Radでの申請の注意点
- ◆ 重複応募制限
- ◆ 問い合わせ先

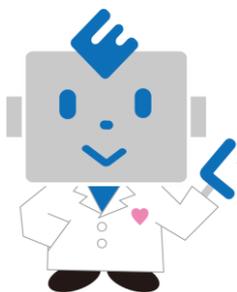


公募領域・公募枠

本事業初!

領域名	通常枠	若手・女性推進枠
海外拠点活用研究領域	海外研究拠点において得られる検体や情報等を利用する等、海外研究拠点を活用した新興・再興感染症の基礎的な研究	<p>海外研究拠点において得られる検体や情報等を利用する等、海外研究拠点を活用した新興・再興感染症の基礎的な研究</p> <p>提案者はパターン①もしくはパターン②の条件を満たす必要があります。(若手研究者、女性研究者以外の研究者は、研究開発代表者としては応募できません。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パターン①：提案者(研究開発代表者)自身が若手研究者であること。 ・パターン②：提案者(研究開発代表者)自身が女性研究者であること。(女性研究者の場合は年齢を問わない) <p>多様なバックグラウンドを持つ若手研究者や女性研究者の参画により、既存の研究の延長線上ではない、新たな視点からの挑戦的・独創的な提案を推進するためです。若手研究者の定義については、公募要領17頁「3.2 若手研究者の積極的な参画・活躍」をご参照ください。</p>
多分野融合研究領域	多分野融合による感染症創薬科学に資する基礎的な研究	<p>多分野融合による感染症創薬科学に資する基礎的な研究</p> <p>提案者はパターン①もしくはパターン②の条件を満たす必要があります。(若手研究者、女性研究者以外の研究者は、研究開発代表者としては応募できません。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パターン①：提案者(研究開発代表者)自身が若手研究者であること。 ・パターン②：提案者(研究開発代表者)自身が女性研究者であること。(女性研究者の場合は年齢を問わない) <p>多様なバックグラウンドを持つ若手研究者や女性研究者の参画により、既存の研究の延長線上ではない、新たな視点からの挑戦的・独創的な提案を推進するためです。若手研究者の定義については、公募要領17頁「3.2 若手研究者の積極的な参画・活躍」をご参照ください。</p>

詳しくは公募要領4～5頁の「第2章 公募対象課題」をご覧ください



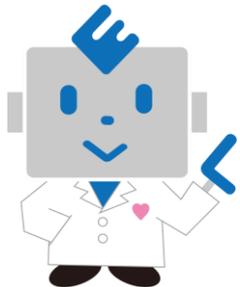
領域別予算規模と研究開発期間

領域	分野、テーマ等	研究開発費※1 (間接経費含まず)	研究開発期間	採択課題数
海外拠点活用 研究領域	通常枠	1課題当たり年間 15,000千円 (上限)	令和8年6月下旬(予定) ～ 令和8年度末(※2)	0～5課題程度 (※3)
	若手・女性推進枠	1課題当たり年間 10,000千円 (上限)	令和8年6月下旬(予定) ～ 令和8年度末(※2)	0～3課題程度 (※3)
多分野融合 研究領域	通常枠	1課題当たり年間 12,000千円 (上限)	令和8年6月中旬(予定) ～ 令和8年度末(※2)	0～5課題程度 (※3)
	若手・女性推進枠	1課題当たり年間 10,000千円 (上限)	令和8年6月中旬(予定) ～ 令和8年度末(※2)	0～3課題程度 (※3)

※1 研究開発費とは、直接経費の総額又は補助対象経費(間接経費又は一般管理費を除く。)の総額を指します。

※2 本事業は令和8年度末で終了予定ですが、後継の事業の予算が成立した場合に研究期間を令和10年度末まで2年間延長するので、研究開発提案書は3年間の予定を作成の上で応募してください。公募要領5頁の注意事項(11)下線部を参照

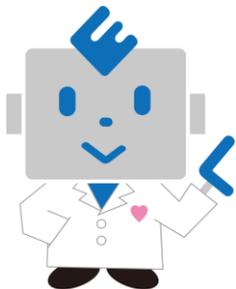
※3 研究開発費の規模等は、申請額がそのまま認められることを確約するものではありません。研究開発費の規模及び新規採択課題予定数等は、予算状況等により変動することがあります。大きな変動があった場合には、全部又は一部の公募について提案書類の受付や課題の採択を取りやめる可能性があります。公募要領4頁の注意事項(1)および(3)を参照



研究開発開始までの流れ

選考過程		海外拠点活用領域			多分野融合研究領域		
		開始	終了	備考	開始	終了	備考
	提案書類 受付期間	令和8年 1月6日(火)	令和8年 2月5日(木)	【正午】 厳守	令和8年 1月6日(火)	令和8年 2月5日(木)	【正午】 厳守
	書面審査	令和8年 2月10日(火)	令和8年 3月16日(月)	(予定)	令和8年 2月10日(火)	令和8年 3月25日(水)	(予定)
	ヒアリング 審査	令和8年4月14日(火) 令和8年4月15日(水)		(予定)	令和8年4月9日(木) 令和8年4月10日(金)		(予定)
	採択可否 の通知	令和8年6月上旬		(予定)	令和8年5月中旬		(予定)
	研究開発開始	令和8年6月下旬		(予定)	令和8年6月中旬		(予定)

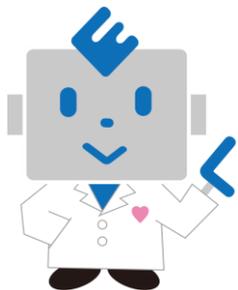
詳しくは公募要領6～4頁の「2.2 選考スケジュール」をご覧ください



海外拠点の協力が 必要な提案における留意事項

早めの対応が必要です

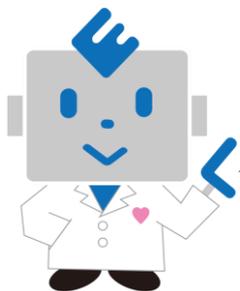
海外拠点活用領域	海外拠点活用領域・多分野融合研究領域 共通
<p>あらかじめ海外拠点の研究開発代表者と相談が必須！ 海外拠点とその設置国についての情報等を得た上で研究計画を立案し、応募前に当該拠点の研究開発代表者の合意を得ていることが必要ですので、相談に際しては、早めに jprogram@amed.go.jp にご連絡ください。</p>	<p>以下の場合には海外拠点の研究開発代表者と相談が必要 海外拠点が設置された現地国で採取され、日本国内へ移送後、機関に保管されている研究試料(検体やデータ等)を研究に使用することができます。当該海外拠点の研究開発代表者と相談し、研究試料の授受に関する合意を得て、MTA(Material Transfer Agreement)締結に向けた内諾を得たことを示す書類を提出してください。相談に際しては、早めに jprogram@amed.go.jp にご連絡ください。</p>
<p>ザンビア、フィリピン、中国、ガーナ、タイ、コンゴ民主共和国、インドネシア、インド、ベトナム、ブラジルの10か国が協力可能な拠点です。詳しくは公募要領9頁～「(4)本公募に協力可能な海外拠点研究領域の研究開発課題一覧」をご覧ください。</p>	<p>ザンビア、フィリピン、ガーナ、コンゴ民主共和国、ベトナムの5か国が研究試料提供実施の協力可能な拠点です。詳しくは公募要領15頁「海外拠点研究領域 研究試料提供実施 課題一覧」をご覧ください。</p>
<p>海外拠点の研究開発代表者への取り次ぎについて 「感染症研究開発事業部 感染症研究開発課」への電子メールを！ jprogram@amed.go.jp 件名:【海外拠点活用研究領域】海外研究拠点研究代表者との連絡方法 ※海外拠点の研究開発代表者との相談の結果、要望に添えない場合もあえますので、早めにご連絡をお願いいたします。</p>	<p>海外拠点の研究開発代表者への取り次ぎについて 「感染症研究開発事業部 感染症研究開発課」への電子メールを！ jprogram@amed.go.jp 件名:【海外拠点活用研究領域】海外研究拠点研究代表者との連絡方法 または【多分野融合研究領域】海外研究拠点研究代表者との連絡方法 ※海外拠点の研究開発代表者との相談の結果、要望に添えない場合もあえますので、早めにご連絡をお願いいたします。</p>
<p>合意についての書類提出は不要</p>	<p>提出が必要な書類: A.「海外拠点設置大学とのMTA本締結に向けて必要事項が記載された提出準備段階の契約書(案)」、 B.「契約に向けて海外拠点設置大学の内諾を得たことを明示する書類」</p>



応募の際の必要書類

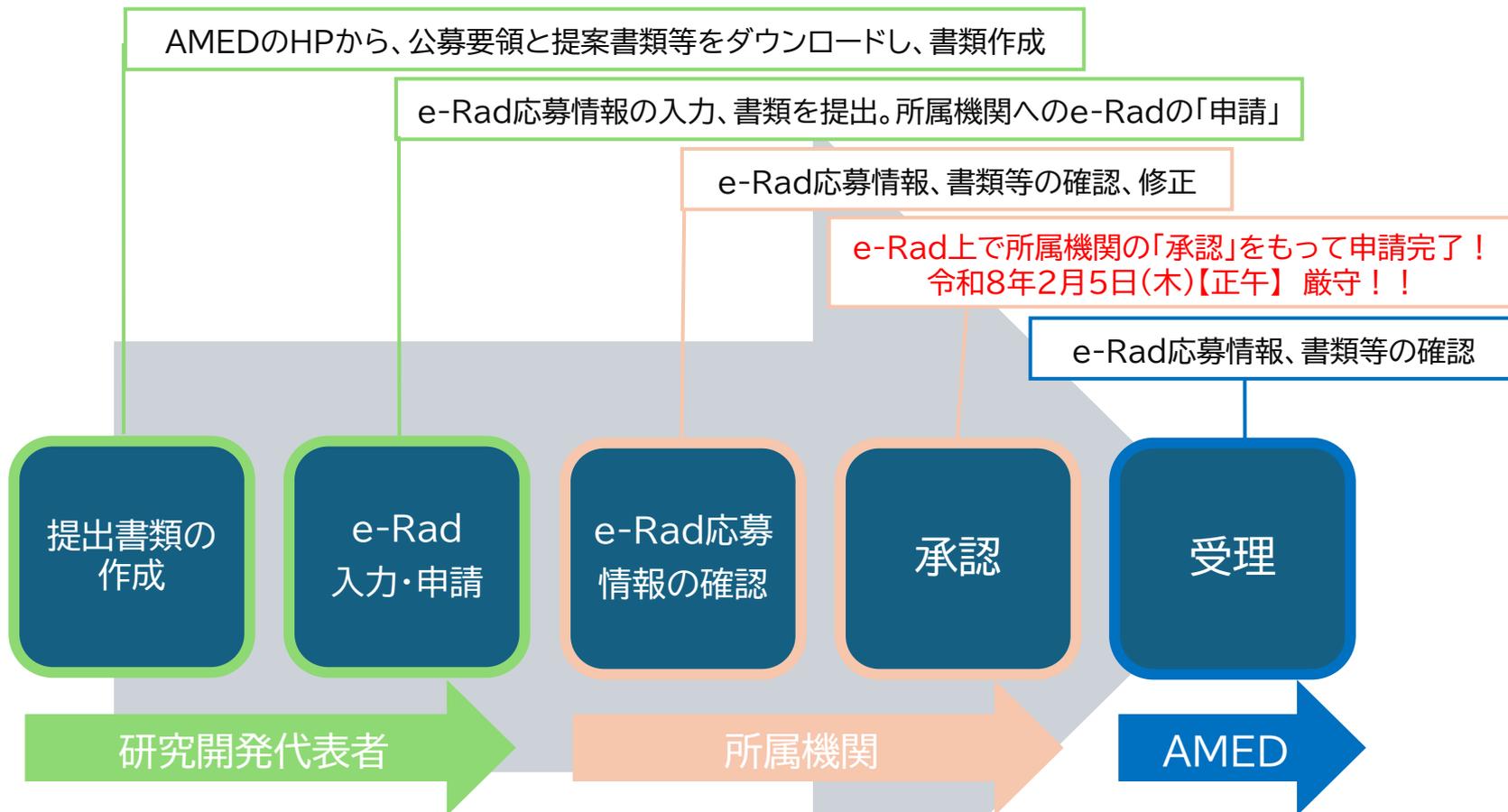
	必須/任意	海外拠点活用領域・多分野融合研究領域 共通	備考
1	必須	(様式1)研究開発提案書	
2	必須	別紙1 提案時点の予定経費	
3	必須	別紙2 研究開発全体の内容の概要図	
4	必須	別紙3 担当別研究開発概要	
5	必須	別紙4 その他審査に必要な項目	
6	必須	応募様式 1	
7	該当する場合は 必須	ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコール様式	ヒト全ゲノムシーケンス解析を実施する場合
8	研究開発代表者の 所属機関がスタート アップ企業等の場合 は、必須	財務状況資料 ・財務スコアリング ・直近3年分の法人税申告書一式 ・資金繰り表	スタートアップ企業等の対象事業は応募時 それ以外の事業は、ヒアリング対象になった 時にAMEDから連絡後に提出
9	該当する場合は 必須	動物実験に関する自己点検・評価結果	公募要領25頁【4.2.(2)】参照
10	該当する場合は 必須	A.「海外拠点設置大学とのMTA本締結に向けて 必要事項が記載された提出準備段階の契約書(案)」、 B.「契約に向けて海外拠点設置大学の内諾を得たことを 明示する書類」	海外拠点との協力により研究試料の提供を 受ける場合 公募要領25頁【4.2.(3)】参照

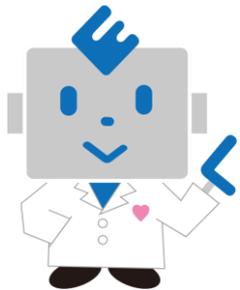
詳しくは公募要領23頁～の「第4章 提案書類」をご覧ください



e-Radでの申請の注意点 e-Radでの申請では機関の承認が必要です！

ミスしやすいところです！





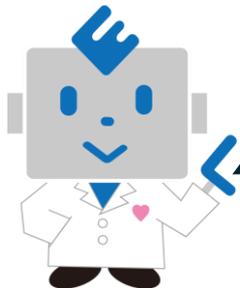
重複応募制限

令和8年度開始時点の 本事業への参画状況※	令和8年度公募		
	研究開発代表者 として応募	研究開発分担者 として参画	研究参加者 として参画
研究開発代表者	不可	可	可
研究開発分担者	可	可	可
研究参加者	可	可	可

※ 令和6年度、7年度公募にて課題採択され、令和8年度も本事業への参画継続を予定している研究開発代表者は、本公募に応募できません。
(研究開発分担者、研究参加者としての参画は可能です)

一方で、令和7年度終了課題(令和5年度採択)の研究開発代表者は、応募可能です。

詳しくは公募要領5頁の「2.1 研究開発費の規模・研究開発期間・採択課題予定数等 ●注意事項(5)」をご覧ください



問い合わせ先

国立研究開発法人日本医療研究開発機構
感染症研究開発事業部 感染症研究開発課

E-mail: jprogram@amed.go.jp

お問い合わせは電子メールにてお願いいたします